

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九十二第

行發日一月八年四和昭

論叢

清涼飲料稅論 法學博士 神戶 正雄

限界經濟學と制度經濟學 文學博士 米田庄太郎

勞銀の理論 文學博士 高田 保馬

說苑

經濟學史基礎論 法學士 石川 興二

幕末の商社 經濟學士 菅野和太郎

セイの販路說に就て 經濟學士 谷口 吉彦

シユピイトホフの景氣循環論 經濟學士 靜 田 均

雜錄

伊太利の財政經濟近況 經濟學士 有井 治

經濟理論と經濟史 經濟學士 堀江 保藏

近着外國經濟雜誌主要論題

幕末の商社

菅野和太郎

一 緒言

我國の會社殊に株式會社は明治維新後に於て發達したのであつて、其の濫觴は明治二年五六月頃より全國主要都市に設立せられた通商・爲替の兩會社である。而して此等の兩會社は明治新政府の政策の一つとして實現されたもので、皆我國の金融經濟を發達せしめんとするの手段に外ならなかつた。併し此の兩會社は我國に於ける株式會社の起源であるとは言へ、此の兩會社を設立するといふ案は素々明治新政府の獨創ではなかつた。即ち幕末既に徳川幕府の着手した計劃に倣つたにすぎないのである。従つて吾々が我國に於ける會社の發達を攻究するに就いては、先づ以て幕末大阪に於て設けられたる商社を觀察する必要がある。

二 商社設立の由來

慶應元年十月四日の朝議に於て、從來紛争を究めた條約は漸くにして勅許されたが、兵庫開港のみは尙停止されるとの御沙汰があつた。併し乍ら假令兵庫開港は停止の旨仰渡されたとして

1) 拙稿「明治初年の大阪爲替會社に就いて」(本誌既載)參照

1) 勝安芳 開國起原下(海舟全集第二卷) 533頁

も、條約に定めたる開港時期は追々切迫して來たため、徳川慶喜は慶應三年三月五日に上書し、若し條約に違反するが如き行動を採れば、信義を外國に取失つて、人民塗炭に苦み、國家の浮沈に關するから、是非兵庫開港を遂行せねばならぬと論じて、其の勅許を奏請し、續いて三月廿二日再び上書し、國家安危の界にあるから今一應朝議を盡されたいと奏聞した。そこで朝廷では五月廿三日の朝議で徹夜議論の結果、廿四日に先きの兵庫開港停止の禁を取消すと仰出され、終に紛争に紛争を重ねた兵庫開港及び大阪開市が勅許されるに至つた。

かくして兵庫開港及び大阪開市は愈々慶應三年十二月七日に約定の如く舉行されなければならぬことになつたため、幕府は種々の準備を開港前に行ふ必要があり、大阪に於ては先づ六月十八日に其の貿易を盛に行はしむるために左の觸が發せられた。

來ル十二月七日は兵庫開港、江戸并大阪市中にも貿易のため、外國人居留致し候旨ニ付、諸國之產物手廣ニ搬運勝手可遂商賣者也

右之趣御料、私料、寺社領共不洩様可觸知歟

右之通仰出候條、此旨三郷町中可觸知者也

卯 六月

伊 勢
日 向

幕府は未だ兵庫開港の勅許を得ない前、既に條約の明文により當然開港せらるべきを豫期して、慶應三年四月十三日に英・米・佛公使に「兵庫港竝に大阪に於て外國人居留地を定むる取極」

2) 同書 595-6頁

3) 同書 596-7頁

4) 同書 602-3頁

5) 大阪市史 第四下 2604頁

十二ヶ條を達し、其の第五條に兵庫大阪共に地均、石垣築立、道路下水の開鑿等を十二月七日迄に準備すべしと約した。然るに此等の工事、其他官舎建築及び道路附替等に要すべき金額は總計約八九十萬兩に達したため、幕府は到底之を支辨し得なかつた。蓋し時恰も徳川幕府覆没の涯にあつたため、幕府は財政窮乏を極めて居た。之を如何にして支辨するかは當時の幕府に取りては大問題であり、殊に幕府の財政を管理せし勘定奉行の當面の問題であつた。其の支辨方法として、殊に幕末屢々幕府の實行せし御用金によつて、此の大金を調達することは、御用金のために疲弊せし大阪町人の到底承諾すべき見込もなかつた。茲に於て其の八九拾萬兩の支辨方法を講ずる手段として、又合資結社の理に基いて貿易を有利に行はしむる手段として、商社を設立するに至つた。

商社は當時泰西に於て行はれたコムパニー即ち會社に倣はんとしたものであるが、商社に關する問題は、既に慶應元年の頃から内議があつた。即ち幕府は漸く貿易の事情に通するに従ひ、西洋諸國の例に倣つて商社を設立せしめ、輸出入貿易を營み、兼ねて銀行事務を經營せしめんとして、慶應元年頃から内々の評議があつた。此の商社設立のことを最も早く唱へ出した者は實に小栗上野介であつて、同氏は萬延元年の遣米使節の一行に参加して渡米し、具に米國に於ける財政經濟上の新知識を會得し、殊にコムパニーに關する知識を齎して歸つた。歸國後合資結社によつて外國貿易を有利に行はしむべきであるとして、商社設立のことを幕府に建議したため、幕府で内々商社設立の評議が生じたのであるが、未だ其の實現を見るべき機運に到達しなかつた。其の

- 6) 法規分類大全 外交門 四 242頁
- 7) 大阪市史 第二 960頁
- 8) 徳川慶喜公傳 卷三 537頁

後同三年三月佛國公使ロッシユも亦上阪謁見の際に徳川慶喜に商社設立の必要を言上し、續いてコムパニーに關する新知識者たる小栗上野介の主唱で、¹⁰⁾同年四月勘定奉行塚原但馬守、同小栗上野介、同服部筑前守、勘定奉行並星野豊後守の四名連署して、商社の設立を次の如く献策した。¹¹⁾

兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之議申上候書付

此度兵庫港御開可相成に付ては是迄長崎横濱兩港之仕來にては開港に相成候度毎に御損失に相成西洋各國に於て港を開き政府の利益を得候方法とは相反し實以奉恐入候次第有は全く商人組合之仕法無之薄元手之商人共一己々々之利益にのみ耽り候故之儀と奉存候將又兵庫井大阪之外國人居留地御取設相成候に付ては兩所地平均築立等にて凡貳拾萬兩程は相掛り可申其餘運上所波戸揚常夜燈掃除方役々御役宅西國往還西之宮より兵庫迄之間遣附替其外にて惣計いたし八九拾萬兩は當年之御出方に相成可申尤地平均築立等は居留地御貸渡に相成候へは御入費元高は相返り可申候得共借受人急速無之候節は一時に繰戻し候譯には參り不申運上所以下御用途金は年々税銀にて御仕埋之積りに候得共是等も一時に繰戻兼可申兎も角も差向候處當年丈にて八九拾萬兩の御出高に有之可申候處近來御多端之折柄御用途も相高當年中にて八九拾萬兩之臨時御出高不容易にて假令御差雜相成候共當節之形勢少も御貯蓄に相成置非常之急需に御差向置の方可然就ては右御開港に付商社取建方并御用途金出方之儀勘辨仕存付候儀左に申上候

一 大阪町人共之内身元宜敷者廿人程人撰仕兵庫開港場交易商人頭取申渡右之者組合諸商買取引いたし其餘望之者は右廿人之組合に入取引致候積一體交易筋は商人共一己之利益のみを貪り薄元手之者共互に競ひ取引いたし候様にては元手厚之外國人の爲に利權を得られ當時横濱表商人之如く今日僅に千金之益あり候共明日直に壹萬兩之損失出來候儀は全くは商人組合不申一己々々にて取引致候より右様之次第に陥り候儀右は商人一己之損失斗の様に相見候共一商人其利を得ざるは一夫其所を得ざると同し理にて即御國內に於て夫丈之損失に相成十商人之損失も百商人之損失も其高丈御國の損失に相成遂に全國の利權を失し外國商人の爲に蔑視され西洋人の爲に東洋に於て貨殖之地を與る儀にて實に歎息の次第に御座候就ては外國人と取引いたし候

9) 同上
 10) 堀川博士 維新前後の政争と小栗上野介の死 43頁
 11) 開闢起原 下 599-602頁

には何れも外國交易の商社西名コンの法に基き不申候半ては迎も盛大之貿易と御國の利益に相成申間敷と奉存候

一 御用途金出方の儀凡百萬兩と見込候て前文申上候通當年臨時御山高にては御差繰も如何可有之哉差尙候處六月下旬より夫々目論見任不申候半ては間に合申間敷即今莫大之金高御入用に付勘辨仕候處右は前書町人共より金子爲差出右にて仕拂置退々御仕理の方と奉存候乍去大販商人共是迄上納金も致し且は只々御用之申渡のみにては利益を以生業と致候商人共贊へ如何様之引當手形相渡候共御請申上候儀は有之間敷就ては兵庫港譜式御入用金之廉を以て百萬兩之金札右町人廿人程之者共より差出候儀御免許に相成候は、町人共おのれの利益有之候事故御請申上候様相成可申候尤廿人にて百萬兩は大數之如く候得共右廿人商社頭取に相成候事故五畿内は不申及近國之内には加り候者有之就中東西近江之豪商共右組合に屬し可申候間百萬兩位は出来可申と奉存候若又右にても危み候様にも候は、右之内より御用途申渡秘金取立役所に出張爲仕取立の税銀立合の上御預に相成候は、日に月に元金入に相成候間危み申間敷候横濱表當時税銀大凡壹ヶ年百萬兩餘數は有之可申兵庫は新港之事ゆへ三分一と見込候ても三年程には皆済相成可申と見込申候

但開港御用途金百萬兩と見込候は大凡にて右程は蹶り中間敷候へ共御用途残りは平常御入用之急需之一時御繰合相成候ても可然奉存候

- 一 右町人共へ御差免に相成候金札之仕様贊へは
- | | | |
|-------|-----|------|
| 壹兩之札 | 拾萬枚 | 拾萬兩 |
| 拾兩之札 | 一萬枚 | 拾萬兩 |
| 五十兩之札 | 二千枚 | 拾萬兩 |
| 百兩之札 | 七千枚 | 七拾萬兩 |
| 合百萬兩 | | |

右札は頭取町人共にて取調仕立上り之上元方大帳へ番號を以御勘定方御目付方にて立合之上刻印いたし金銀同様通用致可申旨御觸渡に相成公儀にて御入用金有之たとへば開港御普請井諸式入用拂方之節金札なり正金なり町人共より爲差出御拂方に相成

候節より分合之利分御下ケ相成候事

右札通用圖々を限り候儀并御觸案は御下知之上取御可申上候

一 楮幣通用之儀は利稅之第一にて實は公儀にて御施行相成候様仕度候得共一體楮幣は百萬兩なり千萬兩なり現在の實貨備へ置楮幣に代へ候事故引替之節何時成共差支無之候間上下是を信用し通用差支無之爰に於て利權相立物價にも相響き不申候得共支那往昔よりの楮幣并御國諸侯之楮幣は現在之實貨なくして貧困より起り猥りに楮幣を行候間引替之節差支候に付上下是を信用致し不申途に同種同貨之物といへ共楮幣と實貨との相場格外懸隔に至り候儀に御座候支那并御國內諸侯之楮幣は貧より起り泰西各國之楮幣は富より起り候儀にて其實天淵之違有之同じ楮幣にて利權を失すと利權を得るとは是に基き候て貧は益貧に相成富は益富の確證に御座候右之次第故楮幣は公儀には御施行之方實に可然候得共自今御備置之實貨無之此度町人共之楮幣を考へ候も全く御貯蓄之實貨無之故より起り候儀にて逆も即今は行ひ難く且は比年御用途多にて莫大之御物入有之三都町人共並寺社共へ上納金も被仰付候次第故申上候は恐入奉存候へ共御府庫御充實に無之段は上下粗察候事故逆も公儀之楮幣は信用不致遂に人心に關し物貨に響き可申候間此度は御勘忍被爲在一先楮幣之利權を町人共え御任せ有之候方御捷徑と奉存候

一 楮幣を行ふべからざる論は古今比々有之至極尤之議論に有之右は全く前書貧より起り候楮幣故行ふべからざる論至當に候得共富より起り候楮幣は必行ふべき義に御座候就ては前文楮幣御差許を拒候議論も有之可申候得共即今燃眉之急を御救置四五ヶ年相立候は右通用停止相成候ても聊無差支右仕法も左に申上候

但停止之仕法は開港の上に取候ては事柄隔り候へ共當時楮幣之行はるゝを拒むと後來楮幣を止るの括り迄可申上候

一 町人共へ金札停止之仕法

三年にて凡稔銀百萬兩には相成可申候に付町人共より差出候金高は皆濟相成候間其節に至り前書町人共金札停止被仰出候其町人共是迄已れ々々の利分は有之御入用に差出候文だけは元利共御下げ切に相成候事故聊も故障不服之儀は無之候是にて全く町人共之金札は相止可申候

一 公儀にて金札 前書申上候富より起り候楮幣 御施行之仕法

前書三ヶ年目より又候二ヶ年も相立候はゞ追々税銀も相増し現在之元金實貨百萬兩は御備置に相成可申候間其節公儀より金札御施行可被成左候へば百萬兩之現在實貨にて貳百萬兩之御融通に相成可申候

一 公儀並町人共と上下共に金札施行之仕方

前書三ヶ年目に至り町人共金札御停止に相成候とも町人共に於て公儀え對し御非分聊も無之間故障不服の義は無之候得共銘々是迄手廣に商賣筋全く半高に相成候事故必歎願可申立其節はいまた公儀に於ては現在之實貨無之候間楮幣は御施行被成兼候得共一時冥加金爲差出御聞濟相成置又候貳ヶ年も相立前書現在之實貨御貯蓄に相成候節又候町人共楮幣停止に相成候は、又々歎願可申立候間其節永々之冥加金爲差出候て御聞濟に相成公儀に於ても楮幣高より御施行に相成候は、上下共に楮幣之利行はれ其中公儀之楮幣位貴く町人之楮幣位賤く利權全く公儀に歸し候様相成可申候

但此三ヶ條三ヶ年にして百萬兩又貳ヶ年にして百萬兩交易筋盛大に有之候得は必如斯に有之可申新開港之事故若又交易筋不十分に候とも唯々此年數相延候丈にて仕法之順序に取リ候ては違ひ候義は無之儀と奉存候

一 右之外氣燈

ガスラ
ンブ 書信館 ポスト
フシ

等公儀に於て御取設に相成候は、莫大之御利益相成可申候得共右を御取建可相成元金御不足にては都て御手下しは出来兼可申候間差向商社御取建有之候様奉存候右は開港月數も相迫り候折柄故御基本相立不申候平ては萬事差支に相成候間早々御英斷御下知御座候様奉存候

一 前書申上候件々は外國之事件に關係仕候儀計りに無之御勝手向御内政に關涉仕實以御經濟之御基本に付私共熟考仕此段申上候以上

卯 四 月

塚原但馬守

小栗上野介

服部筑前守

星野豊後守

此の献策書に基いて幕府も商社設立を決定し、六月五日大阪町人山中善右衛門・廣岡久右衛門・長田作兵衛・殿村平右衛門・辰己屋久左衛門・平野屋五兵衛・平瀬龜之輔・石崎喜兵衛・白山彦五郎・島屋市之助・近江屋猶之助・鴻池屋庄兵衛・炭屋安兵衛・鴻池屋市兵衛・加島屋作次郎・加島屋重郎兵衛・米屋伊太郎・米屋長吉郎・加島屋作五郎・松島伊兵衛等二十名を京都二條城に召し、大目付松平信敏・勘定奉行並星野成美・大阪町奉行小笠原長功・目付設樂岩次郎列席の上、成美より右二十名に商社御用を命じ、¹²⁾又其の設立に盡力せしむるため、左の申渡があつた。¹³⁾

右兵庫御開港に付、商人共取締のため商社御取立、右御用向申付候間、商人共一己之利潤を不顧、皇國御益筋相成、御取締向行風候様厚申合、諸事右御用掛之面々差圖を請相勘可申候

右之趣板倉伊賀守依御差圖申渡之

卯 六月

元來大阪の富豪は未だ外國貿易の經驗を有せざりしたため、進んで外國貿易に従事しようとしなかつた。¹⁴⁾従つて商社を設立するに就いても幕府より強制せざるを得なかつたのである。かくして彼等二十名は商社設立の御用を仰付かつたもの、内心快しとさなかつたやうであつたため、同月十四日廻船御用達加納治郎作は惣會所に於て商社設立の必要を右の二十名に次の如く論達した。¹⁵⁾

此度兵庫開港被仰出候ニ付而は以來交易商法は御關地之疲弊不相成様御取締相成候様御役ニ於而も深く御配慮被爲在候得共各方へ御委任相成候上へ厚勘辦之上夫と仕法可申立儀ハ勿論ニ候間申迄も無之候得共元來交易商法之儀ハ備金充實致し元を固

12) 大阪市史 第二 964頁

13) 同書 第四 下 2606-7頁

14) Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan, 1868. p. 22.

15) 長防追討録 二十一

く致候得は損失無之管之處は迄横濱表ニ而兎角身薄之者共眼前一己之利を貧り御國之不益ハ不差稱相互ニ欺合候様之族も多く
欺ケ欺事ニ候御國內出產之外有餘之分を以賣渡候得ハ當然之價より下直ニ候共全之御國益ニ相成可申平常御國用諸品之内を以不
足ニ不構賣渡候得は當然之價より高直ニ賣渡候右ニ准し直段引上益ハ一人ニ取損ハ萬人ニ及可申儀取締向も御世話可有之ニ付而
は此節御國地産物之多少御取調御仕法も相立可申儀ニ候得共大阪表之儀ハ御國地樞要之場所殊ニ豪富も多く有之就中各方之儀
ハ重立手廣融通も被致候儀ニ付右商事取締致身薄之者共西洋商人共高利之金不爲借受難儀不致様諸商會を結び一同力を合せ商
賣致し仕法相立候様致度尤御金之儀は諸國へ觸出武士町人百姓之無辨別有餘之金子を以右會へ加入致させ可申見込も有之尤徳
益之分ハ出金高ニ割渡し運上之儀ハ公邊之御金ニも無之町人百姓之金ニも無之日本國中之積金ニ致可申積ニ候間右等仕法之儀
は進ニ御取談及可申候得共先差向荒増之趣意而已撰考方及演舌候事

大阪の富豪は不本意乍ら余儀なく商社を設立せざるを得ないことになり、茲にコムパニーに倣
つた商社なるものが我國に於て始めて實現されたのである。而して商社設立の目的は既に述べた
るが如く一面には之によつて貿易を有利に行はしめんとし、他面には兵庫開港に要する費用を支
辨せんとしたのであるが、其の究極の目的とせしものは外國貿易の發展に外ならなかつた。然る
に商社加入者の間には商社の目的を誤解する者があつたため、次の觸を出さざるを得なかつた。

兵庫御開港ニ付、當六月中商社之者共相違候趣有之候處、心取違いたし、商賣取引究屈ニ相成候ニ而は、以之外之義ニ而、
畢竟貿易盛大ニ相成候様、銘々心掛、手廣之望ニ應し、商社取結び、正當之取引いたし、若違約等於有之而は、急度沙汰可及
事

卯八月四日

伊 勢
大 隅

說苑 幕末の商社

第二十九卷 二四九 第二號 九三

又一般の人々の内にも、商社に加入しなければ貿易することを得ないやうに考へる者があつたため、其の誤解を除くために全國に、大阪に於ては十月十九日に左の觸を出した。¹⁷⁾

今度兵庫御開港に付て交易筋彌盛大に可相成ため商社御取立相成候處商社之外は直に取引難出來様存居候者も有之哉に相聞候
右は心得違之事に候間商賣を遂候者は神奈川長崎箱館同様勝手次第取引可致候

右之趣御料は御代官私領は領主地頭より不洩様可被相觸候

かくの如く商社に加入した者も、亦加入しない者も、商社設立の目的を誤解したのみならず、結局商社は其の目的たる貿易の發展を殆んど實現せず終つた。兵庫開港は約定の如く十二月七日に舉行せられたが、それより前既に徳川慶喜は大政奉還を上表したため、其の後朝野騒然として政局安定せず、人心徒りに疑懼の念に驅られ、内外の商業取引は殆んど行はれない状態であつた。終に幕軍が鳥羽伏見の戦に敗北して、兵庫が幕府の統治より離れるや、商社も自然的に壊滅せざるを得ざるに至り、其の本來の目的たる貿易を結局殆んど行はずに終つた。元來商社は徳川幕府の強制によつて出来上つたものであるから、幕府さへ存続したならば恐らく商社も永存したのであつただらう。徳川慶喜の奏上した大政奉還は十月十五日に聽許されたが、外交事務は尙暫く舊によるべしと命せられたため、¹⁸⁾兵庫開港のことは引續き幕府専ら之に當つた。従つて商社も幕府の指導の下で營業して金札の引替等に從事し、慶應三年十二月二十五日迄例へば月番の番頭は兵庫運上所に出勤して、税銀の取立に従事した。二十五日を以て運上所は御用納めとなしたため、商社もそれより翌年正月三日迄休業することにしたが、其の節十二月二十六日出勤の番に當

17) 開國起原 下 609. 大阪市史 第四 下 2624頁

18) 大政紀要 卷五十五 17頁

つて居た者は正月四日に出勤すべしとの申合をした。¹⁹⁾然るに正月三日に幕軍が伏見に敗れたため兵庫駐在の幕吏は戦々兢兢として其の職に安んぜず、終に奉行柴田日向守は英國商船を傭ひ、九日其の部下一同を率ゐて兵庫を引拂ひ歸東した。²⁰⁾茲に於て商社も其の指導者を失ひ、終に壊滅せざるを得ざるに至り、其の壽命は僅か半年で終つた譯である。

三 商社の構成

(一) 組合員 商社設立の目的が大資本を以て外國貿易を行はしむることにあつたため、其の目的に應ずるがためには出来るだけ多くの加入者を募集すべきことは勿論のことであつた。茲に於て幕府は殊に大阪に於ては八月十七日に左の鯛を發して、廣く一般から商社の参加者を募つた。

此度兵庫御開港商社御取立ニ付外國交易取組元手金として差加金致し又は品物ニ而交易取組度者ハ大阪中之島商社會所に申立候様可致候は、商法益銀ヲ以銘々出銀高ニ應割合相下ケ尤差加金致候共交易取組無之ものハ相當之利足可相渡尤右金差掛入用之節は何程ニ而も申立次第下ケ候筈ニ候

右之趣御料は御代官御預所私領ハ領主地頭を不洩様可被相關候

八月

右之通牧野越中守殿被相違候條此旨三郷町中可觸知もの也

八月

伊勢
大隅

かくして一般から商社参加者を募つたが、商社は外國貿易を行ふ一つの團體に外ならなかつた

19) 長田家文書
20) 神戸市史 本編 總説 81頁
1) 大阪市史 第四 下 2615頁

ため、出来る丈け多く商業上に経験のある者を加入さすべきであるとして、八月に商社頭取へ左の達があつた。²⁾

御開港交易掛

總年寄に

商社におゐて交易商法取開候ニ付相適合掛ケ引等馴候者共に組合不申付候へ、差支可中間身分其外相當之者相撰名前並商法規則取調草々可申立候事

右之通商社頭取其外に可申達候

卯 八月

當時未だ一般に商社なるものに就いて理解する者少く、且つ貿易の如き新規の事には手出をしないことを以て家風としたところの大阪の富豪の間では、唯一篇の令文のみでは其の效がなかつた。茲に於て九月四日近江屋半次郎・三浦屋半四郎・播磨屋仁兵衛等六十餘名を町奉行所に呼出して、東西町奉行列席の上、彼等一統に商社御用聞を命じた。御用聞の名は美しいが、其の實は商社の組合員となつて、出資せよとの意に外ならなかつたため、近江屋を始め一統心痛して、再度集會の上、辭退の言を歎願したが、終に聞濟とならず、已むを得ず九月十五日に其の内近江屋以下十名丈が請書に調印した。次いで同月二十八日には兵庫の岩間屋甚兵衛以下十五名が商社御用聞仰付けられ、十月には堺の富豪三十六名も商社に加入させられた、此等の辭令により商社の重役以外の組合員は皆商社御用聞といふ美しい役名を貰つたものであると推定することが出來

2) 書交心得草 前篇 第一頁、同書 第五 1074-5頁
3) 家一史書
4) 岡藤阪田岡
5) 廣加大長廣
6)

る。勿論彼等御用聞は夫々其の分限に應じて出資することになつて居たのであるが、實際上は結局出資せず終つたらしい。

(二)機關 慶應三年六月に商社が成立するや否や、山中善右衛門・廣岡久右衛門・長田作兵衛の三名を商社頭取となして、一代限高百石を與へ、旅行の節帶刀を許すことにした。其の後八月には京都の三井八郎右衛門も頭取を仰付かつたが、當時三井家は幕府のために江戸横濱御金札御引替御用を始め多數の御用を勤めて居たため、八月に商社頭取宥免の歎願書を差出し、或は北野天満宮へ祈禱し、或は又河内道明寺へ一七日の間護摩執行を頼んで、終に其の目的を達して、商社頭取を免せられた。九月には天王寺屋五兵衛が頭取格仰付かつて、苗字御免、非常並に旅行の節帶刀を差許されたが、商社を代表した者は常に前記の三名であつた。併し乍ら頭取自身が商社の實務に當つたのではなく、多くの場合夫れ々其の番頭をして代勤せしめた。

頭取の任命あると同時に、殿村平右衛門・辰巳屋久左衛門・平野屋五兵衛・平瀬龜之輔・石崎喜兵衛・白山彦五郎の六名は商社肝煎を申付けられ、其の身一代限五十石給せられ、且つ非常旅行の節帶刀を差許された。十月には兵庫の北風莊右衛門も同じく肝煎に任せられた。而して肝煎の内より月番として毎月二人宛出勤して、商社の事務を執つた。

六月に商社御用を命ぜられた二十名の内で、前記頭取肝煎に任せられた者以外の者即ち残りの十一名は商社設立と同時に商社世話役を申付けられ、御扶持方拾人扶持宛下されることになつた。九月には鴻池屋新十郎・鴻池屋甚五郎・近江屋休兵衛・升屋平右衛門・炭屋善五郎・天王寺屋忠

五 一件 港開 兵庫 奇文書
7) 祿 廣 三 廣 殿
8) 岡 井 岡 村
9) 家 家 家
10) 家 家 家
11) 家 家 家
長田家文書

兵衛、住友吉右衛門の七名も商社世話役仰付けられ、十月には兵庫、灘の富豪九名を商社世話役に任じた。¹²⁾而して世話役は毎月交替して商社に出勤したやうである。先きに商社御用を仰付かつた二十名の内、未だ苗字を稱ふることを許されなかつた辰巳屋久左衛門・平野屋五兵衛・島屋市之助・近江屋猶之助・鴻池屋庄兵衛・炭屋安兵衛・鴻池屋市兵衛・加島屋作次郎・加島屋重郎兵衛・米屋伊太郎・米屋長吉郎・加島屋作五郎・松屋伊兵衛の十三名に、商社御用を申付けると同時に一代限苗字を稱ふることを許した。¹³⁾

以上は商社加入者の役員に就いて述べたのであるが、商社は元來幕府の命令によつて強制的に設立させられたものであるから、商社の實際上の執務に就いては、幕府より一々指導を受けざるを得なかつた。當時幕吏で直接商社事務に關與した者は元紀州勘定方役人であつた諫川三郎平であるが、商社を總轄した者は、商社設立の主唱者であつた小栗上野介に外ならなかつた。即ち小栗は商社成立後と雖も其の新知識を以て商社の誘導に盡したのである。¹⁴⁾

商社の事務所は大阪中之島西涯倉に設置され、商社の役員又は其の係り手代と、幕府の役員とが日々其處へ出勤して、其の事務を執つた。¹⁵⁾尙兵庫開港後は兵庫の運上所へ商社役員の手代等毎日出勤して税銀の出入を取扱つた。¹⁶⁾

四 商社の業務

商社の壽命は僅か半年であつたが、其の短期間の間に従事したところの業務を次に窺つてみよう。

12) 廣岡家文書、兵庫開港一件 五
13) 大阪市史 第四 260頁
14) 廣岡家文書
15) 同上、兵庫開港一件 五
16) 大阪市史 第二 964-5頁

(一) 租税の管理 勘定奉行の商社設立の献策書にもある如く、商社の加入者は兵庫開港の準備費用を操替える義務を有し、幕府は開港後運上所荷改所等の税銀を以て之を辨済することになつて居たが、開港前と雖も商社は開港準備のための費用として調達された米及び現金を管理した。即ち八月六日に左の如く米七千石を預つたのを初りとし、其の後屢々米を保管したやうである。

請取申御米之事

米七千石

右者大阪兵庫御開港に付爲御用書面之御米請取申處仍如件

慶應三年卯八月

商社總代 長田 作兵衛 代判九八郎

廣岡 久右衛門 印

山中 善右衛門 印

宮重八郎左衛門殿

菅浪辰之助殿

商社の保管した此等の米は、又商社の手で之を入札の上賣り拂つたのであつて、此の入札を商社は次の如く度々行つた。

賣 拂 高	代 金
八月十七日 千 石	六百九十二貫二百三十二匁
同月二十五日 二 千 石	千三百十七貫三百九匁五分

17) 一件史
 18) 港開草
 19) 商沿文
 20) 家書
 1) 家文
 2) 家文

五前編 139頁

九月十一日	二千石	千七十三貫七百六十一匁
同月十七日	三千石	千七百十貫二百三十二匁五分
同月二十六日	二千石	不明

此等の米の賣拂に就いて商社は其の最も都合のよき時期を見計つて入札せしめたのであつて、例へば八月十七日に千石賣拂つたが、米直段が追々下落する模様だから、直ちに二千石を賣拂ふ方が利益であると幕府の役人に申出でて、二十五日にそれを入札に附してゐるが如くである。⁴⁾而して此等の米の賣拂代金は、其の上納迄二十名の商社役員の各々の手許で之を分配して保管した。例へば八月十七日、二十五日の兩日に賣拂つた米の代金二千九貫五百四十九匁五分の内、百貫目宛を各々二十軒で保管し、端數の九貫五百四拾九匁五分は月番たる長田作兵衛の手許で之を保管した。⁵⁾而して此等の米代金は他の保管金と共に九月十五日に上納され、其の後の米代金は十月五日に貳萬兩、十三日に殘金全部上納された。⁶⁾米の賣拂代金の内九月十一日の分は九月二十日に繰替金として上納された貳萬兩の内拂として九月二十二日に各々二十軒へ拂ひ戻された。⁷⁾商社は米の外現金も保管したのであつて、八月十日に次の如く壹萬兩預つた。⁸⁾

請取申金子之事

合金壹萬兩

右者御支配所攝津河内播磨國村々之者共其加上納金之分今般兵庫御開港商社御取建に付私共え御預相成候趣を以書面之通被成御渡奉受取候處實正に御座候依之預證文差上申處仍如件

3) 文書家
 4) 文書家
 5) 文書家
 6) 文書家
 7) 文書家
 8) 文書家

長田作兵衛

廣岡久右衛門

山中善右衛門

齊藤六藏殿

御役所

尙八月二十八日には合金三千兩及び合金九百八拾七兩三步、永八拾九文三步をやはり齊藤六藏より預つたが、米の代金と同様此等の現金も二十軒に分配し、役所の必要とする時期迄保管した。⁹⁾此の保管金の内三千兩は既に八月十七日に、残りの金は九月十日に上納された。¹⁰⁾商社はかくの如く公金を保管したが、其の出入が頻繁であつたため、間違の發生を防ぎ且つ手数を省く目的を以て、九月十七日に「御開港御入用御預金銀受取通」を作成した。¹¹⁾

(二)繰替金 商社設立の目的の一つに、兵庫開港大阪開市のために要する資金を商社に立替えさせたいふことがあつたため、商社が其の繰替金を上納することに就いて八月二十九日に幕府は次の如く達した。¹²⁾

一兵庫大阪外國人居留地埋立地ならし並運上所荷政所役御役宅等之御建物御入用を商社中之者共引請繰替候様可致候事

一前之繰替候金銀者兩所税銀に而御差戻相成候間前社中之者共申合兩所運上所之内々罷出税銀不殘請取候様可致事

一戻入之儀三ヶ年之内に而者必ず清切可相成候得共夫迄之内無利足に而繰替候而者難澁可致候間一割程の御子當被下候積候事

此の達では繰替金に對する利子は大體貰へるといふことになつて居たが、尙それを確實にする契

8) 書文家
9) 文書家
10) 文書家
11) 文書家
12) 文書家

約が、而かも月壹歩の利子が附せられるといふ事が九月に成立した。¹³⁾ 繰替金を商社の者が如何に分擔するかに就いては、二十軒の者は其の度毎に寄合つて其の割法を決定したのであつて、其の割合は常に一定不動とは言へなかつたが、何時でも山中・廣岡・長田の三軒の負擔額が最も大であつた。¹⁴⁾

商社が幾何繰替金を上納したかといふに、先づ九月十五日に金二萬兩の上納を命ぜられたが、其の大部分は商社の預り金及び米代金で返納し、其の不足分三千百兩を商社の繰替金として上納した。¹⁵⁾ 續いて二十日に金二萬兩を繰替えしたが、前に述べたる如し、九月十一日賣拂の米代金が其の内拂として返納せられたため、實際の繰替金は一萬千七百兩であつた。¹⁶⁾ 更らに十月二日に役所より金五萬兩の上納を次の如き内譯で命ぜられた。

内 貳 萬 兩 十月五日納 此分御米代ニ而上納

壹萬五千兩 十日 納

壹萬五千兩 十五日 納

此の命令によつて米の賣拂金の残りが未だ金二萬千六百六拾兩壹歩、永二十三文六あつたので、其の内金二萬兩を命令通りに十月五日に上納し、残りの米代金及び預金の殘金並に繰替金を十月六日の會合で十三日に上納することにしたが、十月八日に至つて急に十日に其の内金一萬兩上納せよとの命令があつたためそれを十日に上納し、残りの上納金を全部十三日に上納した。それで金五萬兩の内商社の繰替金となつた額は金二萬八千三百五拾兩である。十月十九日には再び金五

13) 同上
 14) 長田家文書
 15) 同上、廣岡家文書
 16) 長田家文書

萬兩の上納を命ぜられたが、之迄の度々の上納で、商社の者は大分疲弊したため、二十三日に一同打寄つて其の内壹萬兩丈けの繰替に減じて貰ひたいと商社係り役人たる諫川に歎願した。始め商社が繰替金に就いての契約をなした節、諫川は商社に餘り迷惑をかけないやうに取計らふといふことを斷言して居たから、今度の五萬兩の繰替金減少方を同氏に訴へたのである。諫川の斡旋で四萬兩用捨せられることになり、其の一萬兩を十一月二日に上納し、同時に其の斷書として左の書面を奉つた。¹⁷⁾

乍恐以書付奉願上候

一去月十九日被召出御繰替金五萬兩上納被仰付早速一統相談仕り候得共兼而歎願仕候通別而此の節不續通相成銘々手元必至と

差迫繰合難相成實に當惑難溢仕候折柄に御座候に付右御高と者相違仕何共奉恐入候得共左の通奉申上候

一金壹萬兩

右之通上納仕度奉願上候此余金之儀者繰合出来候迄御用捨可被成下候乍恐此段宜敷奉願上候已上

卯十一月二日

商社月番

井上市兵衛

高木五兵衛

御掛り

御役人衆中様

以上によつて明かなる如く商社は前後四回に亘つて總計五萬貳千五百拾兩の繰替金を上納したが、此の繰替金に對する利子を契約通りに貰ふ事は勿論、結局此の繰替金は殆んど全部返納され

なかつた。元來運上所の税金を以て返納されることになつて居たが、開港後世の不安のために貿易は殆んど行はれざる状態であつたため、其の關稅收入も殆んど見るべきものがなかつた。従つて又此の繰替金の返納も結局行はれずに終つたのである。

(三) 金札の引替

(イ) 金札の發行 兵庫開港に要する費用を全部商社に負擔せしむるといふ趣旨の下で繰替金を順次上納せしめたが、既に夫れより前數度の御用金で疲弊して居たところの大坂の富豪に取りては、何等の報償なくして繰替金を上納することは、到底彼等の支持し得るところでなかつた。従つて前に述べたる如く幕府の勘定奉行等は商社の設立と同時に金札の發行を幕府に献策したのである。此の献策書に基いて商社が設立されるや直ちに大目付・町奉行等は左の伺書を出して金札の發行を促さした。¹⁸⁾

兵庫御開港に付商社御用途共え金札御差免之儀に付奉伺候書付

松平大隅守
星野豊後守
竹内日向守
小笠原伊勢守
設樂岩次郎

此度兵庫御開港に付ては商社組合御取立に付商社頭取共夫々被仰付同所居留地向其外右へ關係之御入用筋不少儀に付差向商社組合の者共へ出金之儀申論候とも急速相整申間敷哉にて追々期限差迫候間兼て御勘定奉行等伺濟之趣を以商社共え金札通用之

儀此節斷然御差許相成候方に可有御座就ては右手續御取締筋之儀勘辨評議仕候趣左に申上候

一 金札拵立候紙之儀は要用之儀に付右は御下渡之積りを以當時江戸表御勘定所に於て渡立罷在候厚紙澁増御渡之方と奉存候
一 札仕立方之儀は銅板に彫刻爲致拵立之上商社共より御役所え差出候はゞ右掛役向にて相改番號等帳面え書留御勘定方町方御目付方立合役々押切改印等いたし相渡可申と存奉候

但押切改印之儀平常は箱入致封印之儀も押切致候節御勘定方町方御目付方貨印を以て上封致し商社頭取え渡置右役々立合無之候ては一切押切無之積

一 右引替元金は商社共より差出右元金御仕理之儀は税銀を以追々御渡之積に付税銀取立候節々は商社え元金積り帳面え書留押切之上其節々相渡置追て元金に相備候節は取計方可相候積り

一 金札正金に引替方之儀は商社會所並商社頭取其外御用達其方に於て勝手次第引替可申積

一 金札え内若疑取札爲引替持參候節は其者留置札受取候先々一應相私怪並體に有之候は、其者召連奉行所へ可訴出旨兼て可申渡置と存奉候

一 商社取立に付いては近郷豪商共貿易取極方元手金として差出金いたし度ものは勝手次第御差許相成銘々山金高に應じ御下ケ金可被成旨大阪兵庫最寄市在え御觸相成候様仕度奉存候

右にて可然被思召候はゞ向々への御觸案取調申上候様可仕候此段奉伺候以上

卯六月

元來徳川幕府は始終硬貨主義を以て押し通したのであつて、幕府自らが紙幣を發行することは全然其の傳統を破壊することになるため、幕府は其の未曾有の計劃たる金札發行を容易に決定し兼ねた。併し乍ら幕末の大勢上傳統を破らざるを得ないことを自覺して、終に江戸横濱と大阪とに於て金札を發行することに決定し、大阪に於ては八月十七日に左の觸書を出して金札發行のこ

とを一般に知らしめ、大阪に於て發行する金札は商社に引替さすことにした。

此度兵庫御開港社御取附相成候に付ては融通のため此節より金札當分通用被仰出候に付都て通用金銀同様相心得御年貢其外上納物に相用候ても不苦候間五畿内近國共無差支通用可致候尤右札正金に引替之儀は商社會所並商社頭取其外御用違共方に於て引換候管に有之引替に付いては步割減等一切無之候間不取締之儀無之様正路に取引可致候事

右之趣御料は御代官御預り所私領は領主地項より不洩様可被相觸候

右之趣牧野越中守殿被違候條此旨三郷町中可觸知もの也

伊勢 大隅

次いで發行せらるべき金札の種類を示すために十月晦日に左の觸が發せられた。²⁰⁾

此度金貨融通のため當分之内通用被仰出候金札の儀金百兩金五十兩金一兩金二步金一步之札御施行相成候間五畿内近國共當十

一月朔日より有來金銀取交無滯通用可致事

右之趣御料私領共不洩様可被相觸候

右之通從京都表被仰下候條此旨三郷中可觸知もの也

伊勢

金札は十一月朔日より發行せられる筈であつたが、實際幕府より金札が下げられたのは十一月二十二日であるから、²¹⁾ 事實上世上へ流通したのは十一月二十二日以後のことであつたといふことが出来る。其の流通し始めた金札の通用期限を示すため、十一月廿三日に左の觸が發せられた。²²⁾

一 今般金銀貨融通の爲五畿内近國當分之内通用被仰出候金札之儀當卯年より來午年十一月迄三ヶ年之間正金銀取交通用の管に付右を限り正金と引替可相渡候

20) 兩替商沿革史 後編 286頁
21) 長田家文書
22) 兩替商沿革史 後編 290頁

右之趣五畿内近國御料私領寺社領共不洩様可相觸候
右之通從京都表被仰下候條此旨三郷町中可觸知もの也

卯十一月

伊勢

かくの如くして幕府に取りては最初の、又最後となつたところの紙幣が発行せられるに至つたのであるが、其の最初の発行額は壹萬兩にすぎなかつた。元來金札發行に就いて幕府と商社との間に取替はされた契約面では百萬兩發行されることになつて居たのであるが、第一回發行後間もなくして幕府が倒壊したため、終に唯の一回限りの發行に停り、従つて又發行額も一萬兩にすぎない事になつた。²⁴⁾

(ロ) 商社の金札引替 商社は、其の繰替金を上納すれば、其の對價として金札を下げ渡して貰ひ、其の金札を以て商社の資金となし、正金銀と同様に世上に通用せしむることが出来たのであるが、金札は元來兌換紙幣に外ならなかつたため、當然其の引替をしなければならなかつた。然るに幕府自らが其の引替に當ることは益々多く正金銀の増殖を必要とせる幕府の到底實施し得る限りではなかつた。茲に於て金札の引替を商社に委託したのであるが、商社は金札引替を委任せられたことに就いて、其の引替に關する取極をなすため、九月二十八日に商社加入者二十名協議し、十月一日に其の取極を幕府へ通じた。²⁵⁾ 今其の取極書等によつて金札引替方法を究めてみよう。

先づ其の引替場所であるが、幕府は元來中之島商社會所及び二十軒の店で引替えさす意向であ

23) 文書家岡田
24) 文書家岡田
25) 文書家岡田

つたが、各店では平素の業務に差支を生じ、商社會所では土地不便であるため、別に引替所を設定した方がよいとの意見を主張し、終に商社に於ては適當な地點を諸方に就いて穿鑿し、殊に金札の流通が開始されんとする十一月二十日頃には各二十軒の者が夫々奔走した結果、終に島町貳丁目²⁶⁾に之を設定することにし、二十四日附の達で引替所のことを左の如く指定した²⁷⁾

口 達

此度金札御施行に付退々商社之者共々散札可致就而は兼而御觸渡之通實貨同様正金銀取交通用可致は勿論之儀に付兩替屋共は猶更手廣に致取引兩替等之儀者都而實貨同様取引可致候

右之通兩替屋共申渡候間御觸渡之通相心得都而無差支通用可致候且右金札引替所之儀者左之通

- | | | | | | | |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 山中善右衛門 | 廣岡久右衛門 | 長田作兵衛 | 殿村平右衛門 | 和田久左衛門 | 高木五兵衛 | 平瀬龜之輔 |
| 石崎喜兵衛 | 白山彦五郎 | 淺田市之助 | 森本猶之助 | 中原庄兵衛 | 白山安兵衛 | 井上市兵衛 |
| 長田作次郎 | 樋口重郎兵衛 | 殿村伊太郎 | 今堀長吉郎 | 長田作五郎 | 松永作兵衛 | |

右二十人之者共出張引替所

島町貳丁目

金札引替所

右之通商社之者共出張所引替所取建候間正金に引替度ものは右出張所へ罷越引替可申候

右に付重頭之取計いたす間敷候尤手邊に而引替不便利之者は右山中善右衛門外十九人居宅おゐても相對次第手廣に取引可致候間其旨可相心得候

右之趣三郷町中並所と請負地末と迄も不洩様可申通候事

卯十一月

26) 長田家文書

27) 大阪市史 第四 下 2628-9頁、兩替商沿革史 後編 287-9頁

次に引替人のことであるが、右の觸で明である如く、最初商社御用を仰付かつた二十名が金札の引替をすることになつた。元來商社の組成員は此の二十名に限つたのでないから、二十名以外の者も金札引替をなすべきであつたが、多くの者が金札を受けて引替に従事すれば、其の内には不心得な者もあり、又金札流通の趣意に就いて理解のないものもあるから、反つて二十名に限定した方が金札を弘通せしむる上に都合がよいと力説したため、二十名に限定されたのである。二十名がかくの如く強く主張し得たのは、彼等のみが繰替金を上納したが爲であるが、既に述べたる如く、彼等も追々繰替金の上納を滞る様になつて來たから、勢ひ他の商社御用聞の者へも、繰替金の上納を命ぜざるを得ない事になる。其の節には御用聞などへも金札を下げ、其の引替の仕方等に就いては二十名より指導するから、何等の混亂を伴はずして引替が出来る事申し述べて、始めから他の者が引替することを排除したのである。²⁸⁾

最後に引替の方法であるが、先づ商社は商社の名に於て、換言すれば商社の責任に於て、幕府より金札を下げて貰つたのではなく、各組合員の夫れ々の責任に於て下げて貰つたのである。従つて假令商社より一萬兩の繰替金を上納したとしても、それに對して下げられた金札は、一度は商社の手を経たが、其の繰替金の割法によつて、各繰替金上納者へ配分され、夫れ々の刻印を押して、之を各自の請持札となした。例へば山中の請持札であれば、金札の裏面に山中の刻印が押されて、其の札は山中の責任の下にある札となつたのである。²⁹⁾而して商社二十名の請持高の内、凡そ其の五割に當る正金を差出して、引替元に備へて置き、若し請持高の内其の引替高が四割に達すれば、請持人へ其の金札を差戻して、正金を更に引替所へ差出さすことにした。³⁰⁾

28) 廣岡家文書

29) 同上、兩替商沿革史 前編 139頁

30) 廣岡家文書

商社は、幕府より金札を下げて貰へば、先づ本兩替屋南組錢屋質屋古手屋其外總べての商業の株仲間組合等の取締をなした人々の許へ分限に應じて正金と引換に札を渡し、其の正金は引替元金として備へて置いて、何時でも引替に應じ得るやうにした。併し之だけでは諸商人は何等の損得もなく、唯手数を要するにすぎないことゝなるため、商人達は容易に金札を受領しないだらうと云ふことを心配して、商社は幕府に金札が正金同様に流通すべきであるといふ趣意の觸を度々出すやうに懇願した。³¹⁾又幕府も既に述べたる如く、金札發行に就いて四回も正金同様に通用すべき旨を公告したが、何分徳川幕府覆没の涯にあつたため、世人はこの金札を信用せず、従つて金札發行の當日既に早く引替者が陸續として其の引替に踵を接するといふ有様であつて、折角民間の金融を圓滑ならしめんとした金札發行の目的を達することを得ず、金札は空しく商社御用の庫中に藏せらるるといふ状態であつた。³²⁾

五 餘 言

我國經濟の資本主義化の門出は明治二年設立の通商・爲替の兩會社に起源するといふことが出来るが、併し此の兩會社を設立するといふ考案は明治新政府の獨創ではなかつた。即ち兩會社は幕末大阪に於て設立された商社を模倣したものにすぎない。してみれば我國の資本主義化は既に幕末に其の萌芽を發して居たといふことが出来る。井伊大老の大英斷で開國されて外國貿易が開始されるや、外國商人は其の擁する大資本の力を以て貿易上の利益を常に壟斷した。此の不利なる我國の立場を觀取したる幕吏は蹶起して外國資本主義の進出に對抗するの策を講ずるに至り、其

31) 同上

32) 兩替商沿革史 前編 140頁

1) 拙稿「明治初年の大阪爲替會社に就いて」(本誌既載)參照

の對抗策の一つの現れが即ち商社に外ならない。抑も外國資本主義に對抗するがためには、我國も資本主義的の經濟組織を採らざるを得ないが、從來我國の經濟活動は總べて單獨企業組織によつて居たから、我國の經濟が資本主義的に進展するがためには合資結社によらざるを得ない。茲に於て外國に存在したコムパニーに倣つて會社を設立するといふ必要に迫られ、終に大富豪の集中して居た大阪に於て商社を設立せしむることにしたのである、由是觀之、幕府は既に其の幕末に於て資本主義化といふ新らしい目標の下に蠢動し始めたといふことが出来る。

資本主義化の門出の第一歩として踏み出されたる商社は果して合資結社の目的に相應したものに出来上つたか。商社はコムパニー即ち會社に倣つて設立されたが、其の實質は會社組織でなかつたと斷ぜざるを得ない。即ち其の組織より見れば組合であつたと言はざるを得ないのであるが、之は當時の人々が未だコムパニーに關して充分なる知識を有しなかつたため、終に組合組織に、換言すれば資本主義化に餘り相應しないものに仕上げてしまつたのである。抑も慶應三年十二月七日に兵庫開港は舉行されたが、世の不安のため貿易は殆んど行はれない状態であつた。元來商社は外國貿易を行ふ上に於て合資結社の實を擧げることが出来たのであるが故に、其の貿易を行ふことが出来なかつた以上は、其の目的を達することは勿論不可能となつた譯である。併し乍ら若し徳川幕府が尙も存続して居たならば、商社は其の業務を發展せしむる必要上、又コムパニーに關する知識が次第に明瞭に移植されるに従ひ、商社の組織も單なる組合企業に終始しなかつたであらう。何分にも其の存続期間が僅か半年であつたため、遂に其の本來の面目を完うせずして終へ果てしまつたのである、